

令和8年6月19日

公立大学法人尾道市立大学

理事長 荒井 貴史 様

公立大学法人尾道市立大学

監事 島 本 誠 三



監事 榎 原 清 隆



監 査 報 告 書

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人尾道市立大学（以下、「本学」という。）の令和7年度【令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで】の業務及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）、決算報告書、事業報告書について監査いたしました。

その結果につき、次のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

監査は、一般に認められた監査手続きに従い、理事会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局及び主要な部局等の業務及び財産の状況を調査しました。また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の適正性を検討しました。

2 監査の結果

- （1） 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、純資産変動状況、キャッシュ・フローの状況及び住民等の負担に帰せられるコストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- （2） 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- （3） 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。また、業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。
- （4） 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- （5） 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。また、役員と当法人との利益相反取引は認められません。

以 上